



▲昨年の県職連合第32回・県職労第128回定期大会の様子

県職連合第34回・県職労第130回定期大会 運動方針のポイント

職場の運動が原点・積極的に結集を

盛岡市議選・組織内「野中やすし」必勝に全力を

県職労は6月10日、定期大会を開催し、2023年度運動方針を議論する。昨年度の運動の到達点を振り返り、「みんなで討論、みんなで決定、みんなで行動」を方針として掲げ、組織強化・拡大を基軸とした「譲れない要求」を積み上げ、一人一人が積極的に結集する組織づくりをめざす。さらに、盛岡市議選・組織内「野中やすし」の必勝に向けた方針を提起する。

①組織強化

みんなでつくる県職労運動

運動の原点は「職場」。安心して働き続けるためには職場で抱える不安や不満を解消していくことが必要。県職労全体の取り組みを進めるうえでも早期に支部・分会体制を確立し、本部と連帯した取り組みから職場実態を把握し、改善へと要求につなげていく。



月2回刊=1625号
2023年5月30日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸九番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

野中やすし
議会報告

②賃金・労働条件改善、生活向上
物価高騰を踏まえ、全世界が実感できる大幅な賃金改善に取り組む。また、自己負担解消に向け、通勤手当（高速道路利用、交通機関を併用する場合の駐車場料金、他）、住居手当の改善を求めていく。

給与制度の見直し
人事院が検討を進めている「社会と公務の変化に対応した給与制度の整備」の動向に注視しながら、制度の問題点を学習し、更なる生涯賃金削減に強く反対する運動を展開する。

働き方改革に関する職場課題
働き方改革を推し進めるに当たっては、十分な労使交渉・協議を前提とさせ、生じた諸課題について、改善要求し、安心して働き続けるための運動を展開する。

③職場改善
人員確保・職場要求
6月の分会基礎調査を基に、職場・職種ごとの人員配置状況を分析し、根拠をもった人員要求を求める。

長時間労働是正
超勤手当の支給状況を確認し、隠れ超勤を掃き、完全支給とする予算確保の要求と交渉を強化する。

慢性的な超勤実態、予算不足による不払い残業解消のため、適正な勤務時間管理の徹底、36協定締結学習と協定遵守に取り組む。

雇用と年金の接続・定年延長
再任用職員希望者全員の任用確保、定年引上げを踏まえ60歳超職員との均衡を基本とした賃金水準の確保、手当・処遇の改善に向け、自治労本部と連携し要求を進める。

④民主的な地方自治の確立
真の地方自治確立の取り組みの推進
盛岡市議選・組織内「野中やすし」をはじめ、各級選挙における推薦候補者の必勝に向け、政治学習を強化するとともに、組合員等の浸透をはかる。

人事異動対策
早期内示、職員の事情を踏まえたきめ細かい配慮と、実態と乖離した移転料の自己負担解消と早期支給を求める。

休暇制度紹介コーナー⑥

出生サポート休暇

(不妊治療のための休暇)

【制度概要】
①不妊治療（検査、疾病治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等の治療）、治療後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定のための通院。治療等に係る医療機関の説明会の参加など（必要と認められる移動（自宅又は職場）を含む）。
②配偶者の診断結果やその後の治療方針の説明を聞く

場合も対象となります。
【取得日数】
通常の場合：5日
体外受精・顕微授精の場合：10日
(移動・通院合わせて1回当たり4時間を超える不妊治療を含む)

【おさえておきたいポイント】
○時間単位取得が可能です。
○体外受精・顕微授精等に該当した後、途中で左記以外の不妊治療を受けることになった場合や、その治療等が4時間未満となっても10日のまま取得できます。
○病気休暇の要件に該当すれば病気休暇も取得が可能です。

現在ご案内中の

「団体生命共済」「あとおし」

★申込期限 6月14日(水)まで★
(支部によってはこれより早い場合もあります)

年に一度の募集となりますので、ご検討されている方はお忘れなく申し込みをお願いいたします。

第五世代
県選挙管理委員会
員会は、任期満了に伴う知事選と県議選の日程について、8月17日知事選告示、同25日県議選告示、9月3日投票と決めた▼選挙の投票率は、一般的に若年層が低く、高齢層が高い傾向にある。県選挙管理委員会の記録によると、前回2019年の知事選の投票率（抽出集計）は、最も低い20〜24歳が27.25%、最も高い70〜74歳が68.76%である▼選挙で投票を行うことは、一有権者として、私たちの社会のあり方を考え、政治に対する自分の意思を国、県、市町村に伝える重要な手段である。特に若年層は、投票率が上がれば上がるほど、自分たちの世代に目を向けた政策が展開されるようになるのではないかと加えて、私たちは公務員であり、政治が決定したことを実施する職務を担っている。日々、職務に従事する中で、政治について思うところがある方も多いのではないかと。職務を通じて個人的に思ったことも、投票行動の重要な判断材料である▼各候補者政党がどのような政策を重視しているのか、県職労の推薦も踏まえ、興味・関心をもって、投票行動に生かしてほしい。

2024年4月地方自治法改正 会計年度任用職員に 勤勉手当支給へ

勤勉手当支給へ

4月26日、参議院本会議において、地方自治法改正法案が可決・成立し、5月8日に公布された。改正法は一部を除き、2024年4月1日に施行される。

この改正により、パートタイムの会計年度任用職員に対し、これまでの期末手当に加え、勤勉手当を支給することが可能となる。また、フルタイムの会計年度任用職員については、総務省のマニュアルにより、勤勉手当は支給しないことを基本とすることとされているが、今回の改正法の施行に合わせて、マニュアルの改訂が予定されている。

今回の改正法について、4月25日の参議院総務委員会において、岸真紀子

参議院議員(自治労組織内)が50分にわたり質疑を行い、松本総務大臣から「給与改定の実施時期について、適宜適用を含め、常勤職員の給与改定の取扱いに準じた改定を基本」「期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本」等の答弁を引き出した。

勤勉手当のいずれをも支給することが基本であることとを地方公共団体に対して周知すること」「単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うこと」「引き続き：処遇の改善に努めること」等が決議された。

家族や仲間と春を感じて 盛岡支部で交流会を開催



盛岡支部は5月13日、八幡平市「彩花園」にて、いちご狩り交流会を開催した。組合員とその家族含め30人が参加した。参加者からは「甘くて美味しいなどの声が聞かれ、また参加したいという声があった。」

2023県議会議員選挙 推薦候補者追加決定

岩手県は、8月25日告示、9月3日投票の県議会議員選挙で、既に推薦決定済の盛岡選挙区「小西和子」(立憲民主党・現4期)、北上選挙区「佐藤ケイ子」(立憲民主党・現2期)に加えて、新たに宮古選挙区「島山茂」

(立憲民主党・新人)、久慈選挙区「岩城げん」(無所属・現1期)の推薦を決定した。

推薦候補者の勝利に向け、他選挙区の推薦候補者は、決定次第お知らせする。

組合員及びご家族の支持浸透をお願いします。



第34回反核平和の火リレーパンフレット

第34回反核平和の火リレー開催 平和の灯をリレーでつなぎ、走ります!

平和友好祭運動の取り組みの1つとして6月9日(金)~11日(日)にかけて第34回反核平和の火リレーが開催されます。

| | | |
|-----|----------|------------------------------|
| コース | 6月9日(金) | 堀野近隣公園~二戸地区~盛岡紫波地区~やはば一く |
| | 6月10日(土) | 徳丹城跡~盛岡紫波地区~花巻地区~北上地区~金ヶ崎町役場 |
| | 6月11日(日) | 金ヶ崎町役場~胆江地区~一関地区~一関駅前 |

上記のコースを平和の灯をトーチに掲げ、リレーでつなぎ、走りますので、沿道で見かけた際は声援をお願いします。

反核平和の火リレーとは?

広島平和公園にある平和の灯をトーチに掲げ、「核のない平和な社会の実現」「平和行政の推進」などを訴えながら、岩手県内を3日間かけてリレーでつなぎ、縦断する取り組みです。広島平和公園の平和の灯は、世界から核がなくなった時に消えると言われています。

2023久慈市議会議員選挙推薦候補者決定

久慈市は、7月23日告示、30日投票の久慈市議会議員選挙に、岩教組出身の「佐々木たかし」(立憲民主党・新人)の推薦を決定した。

推薦候補者の勝利に向け、組合員及びご家族の支持浸透をお願いします。



佐藤 ケイ子 (立憲民主党・現2期)



小西 和子 (立憲民主党・現4期)



岩城 げん (無所属・現1期)



島山 茂 (立憲民主党・新人)



佐々木 たかし (立憲民主党・新人)

公務員の政治活動への 関わり方

Q 告示前は、組合機関紙にはどの程度選挙に関する記事を掲載・配布することができのでしょうか



A 選挙に関する報道・評論ができます。公選法は文書図画による選挙運動については、かなり厳格な規制を課していることを認めています(公選法148条1項)。ここでいう「新聞紙」とは、ただ新聞ないし新聞紙という名がついていさえすればよいというのではなく、いわゆる新聞適格性(公選法上の新聞紙といえるための要件)を備えていなければなりません。新聞適格性としては、次の4つの要件を満たしていることが要求されています。

- ① 不特定又は多数の者に頒布することを目的とするもの。
- ② 特定の人又は団体により、一定の題号を用い、比較的短い間隔をおき、号を追って定期的に刊行されるもの。
- ③ 報道及び評論を主たる内容とするもの。
- ④ 有償頒布されるもの(組合費、会員負担でもよい)。(1960年10月31日東京高裁判決「新聞紙の意義」(公選法148条1項の「新聞紙」とは「資料」参照)

労働組合の機関紙でも、上記の要件を満たしていれば新聞適格性を備えていますから、告示前は、選挙に関し、報道及び評論を掲載することができます。次のような記事が、この選挙に関する「報道・評論」にあたります。

- ① 特定の候補者の氏名・写真・経歴・人物紹介・推薦文等を載せ、投票その他の支援を訴えるもの。
 - ② 特定候補者を推薦決定した旨及びその経緯等に関するもの。
 - ③ 「〇〇党の躍進を」などの表題をつけた選挙情勢に関するもの。
 - ④ 「選挙にのぞむ私たちの方針」「〇〇党の選挙政策を斬る」などの文章。
- ①②に関連して、「その候補者に対して投票を依頼する理由、又はこれを推薦支持する理由などをともに記載している場合には、評論とみざるを得ないであろう」とされています(ぎょうせい・逐条解説「公職選挙法」(下)1203頁)。
- 判例も、「特定候補者の写真と同人の立候補の所信、労働組合地方本部が同候補者を推薦支持することを決定したこと、同候補者を組合員が一層応援努力すべきこと等の記載」を「報道・評論」にあたるとしています。
- なお、労働組合が特定の候補者の支持・推薦を組合員に周知・徹底させること、それについての組合機関紙への掲載が、通常の方法によれば自由であることはもちろんです(昭和27年9月15日61-166人事院職員局職員課長)。
- それらの周知・徹底等は、本来選挙運動ではない内部行為として掲載が自由であるとみられる場合と、適正な報道・評論の掲載として掲載が自由であるとみられる場合との両者があります。
- ただし、配布は、「通常の方法」による必要がありません。通常は職場で配布されている組合機関紙を、選挙時に組合員の自宅に郵送すると問題が生じる可能性があります。
- 資料⑧
昭35・10・31東京高裁判決要旨
○「新聞紙」の意義
「公職選挙法148条1項の新聞紙とは、特定の人又は団体により、一定の題号を用い、比較的短い間隔をおき、号をおって定期的に印刷発行される報道及び評論を主たる内容とする文書であつて、不特定又は多数人に広く頒布されるものと解すべきである。」
- 全日本分権自治フォーラム・自治労法律相談所発行「2023年改訂版 だれでもわかる政治活動Q&A」から抜粋